

平成18年5月26日

株 主 各 位

JSR株式会社

東京都中央区築地五丁目6番10号

取締役社長 吉 田 淑 則

第61回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第61回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日おさしつかえのためご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ではございますが、後記の参考書類をご参照くださいますようお願い申し上げます。次頁のご案内に従って、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成18年6月16日（金曜日）午前10時
 2. 場 所 東京都中央区銀座六丁目14番10号
銀座東武ホテル 2階「桜の間」
 3. 会議の目的事項
 - 報告事項 (1) 第61期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）連結貸借対照表および連結損益計算書ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - (2) 第61期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）営業報告書、貸借対照表および損益計算書報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|---------------|
| 第1号議案 | 第61期利益処分案承認の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役9名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役1名選任の件 |

第5号議案 取締役の報酬額改定および株式報酬型ストックオプションの内容決定の件

第6号議案 執行役員に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

4. 議決権行使の方法

(1) 当日ご出席による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(2) 書面（郵送）による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成18年6月15日（木曜日）午後5時まで、折返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

(3) 電磁的方法（インターネット等）による議決権の行使

54頁～55頁に記載の「インターネットによる議決権行使について」をご参照のうえ、平成18年6月15日（木曜日）午後5時まで、インターネットウェブサイト（<http://www.web54.net>）より議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

5. 機関投資家の皆様へ

議決権の不統一行使を行う株主様は、株主総会の3日前までに、書面または電磁的方法をもってその旨およびその理由をご通知くださいますようお願い申し上げます。

以 上

~~~~~  
(お知らせ)

修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページ（<http://www.jsr.co.jp>）にて修正後の内容を開示いたします。

(添付書類)

# 営業報告書

(平成17年4月1日から  
平成18年3月31日まで)

## 1. 営業の概況

### (1) 企業集団の営業の経過および成果

#### 経営環境および業績

当期における日本経済を振り返りますと、当初は、輸出の鈍化やIT関連製品の在庫調整など一部で弱含みの動きが見られ、原油価格の高騰などの景気阻害要因もあり、景気回復力は弱く踊り場の状態が続きました。その後、米国、中国を中心とした輸出の持ち直しやIT関連製品の在庫調整も終了し、企業収益の回復を背景とした設備投資の拡大や雇用・所得環境の改善を受け個人消費も底堅さを増し、期央からは、踊り場脱却の流れが強まり、景気は概ね堅調に推移しました。

当社グループの主要な需要業界におきましては、自動車、自動車タイヤ、製紙の生産は前年を上回り堅調に推移し、フラットパネル・ディスプレイの生産も薄型テレビの需要拡大等によりアジア地区を中心に増加しました。また、半導体の生産につきましても、当初低成長が見込まれておりましたが、パソコンや携帯電話需要が予想を上回る水準で推移しデジタル家電の需要も拡大したことで堅調に推移しました。

しかし、原料面では中東情勢不安や世界的な原油需要の増加および米国でのハリケーンの影響等により、原油価格やナフサ価格が上昇し、石油化学系事業における主要原材料は軒並み高騰を続け収益の圧迫要因となりました。

このような状況のもとで、当社グループは、石油化学系事業では、主要原材料価格の高騰という厳しい環境のもと、収益の安定化を目指し拡販と採算是正のための価格改定に努めてまいりました。一方、情報電子材料を中心とした多角化事業では、事業の一層の拡大に向けて独自の技術をベースにグローバルマーケットでの展開を進めてまいりました。

また、コストダウンプロジェクトCRG- (Cost Revolution for Growth-) を推進し、引き続き全グループ企業において原料から物流まで一体となったコスト削減に努め、収益の改善に取り組みました。

以上の結果、当期の連結売上高は3,381億59百万円(前期比10.7%増)、営業利益は533億57百万円(同17.7%増)、経常利益は529億80百万円(同20.2%増)となりました。特別損失に、PCB処理のための費用を引当計上したため、当期純利益は305億54百万円(同10.9%増)となりました。

#### 部門別の概況

##### (エラストマー事業部門)

合成ゴムの国内につきましては、スチレン・ブタジエンゴム、ポリブタジエンゴムなどの汎用合成ゴムは、自動車タイヤ生産が堅調に推移し、原材料価格の上昇に対応した価格改定も加わり、売上高は前期を上回りました。エチレン・プロピレン

ゴム、ニトリルゴムなどの機能性特殊ゴムでは、自動車生産の増加を受けてゴム用途が増加したことに加え、価格改定に努めました結果、売上高は前期を上回りました。

合成ゴムの輸出につきましては、汎用合成ゴムは自動車タイヤ用途の需要増により東南アジア向けが増加し、売上高は前期を大幅に上回りました。機能性特殊ゴムはエチレン・プロピレンゴム、ニトリルゴムとも東南アジア向けを中心に売上高は前期を大幅に上回りました。

ブタジエン樹脂、スチレン・ブタジエン系熱可塑性エラストマーなどのTPEにつきましては、国内では、需要の伸び悩みにより数量は前期を下回りましたが、価格改定により売上高は前期を上回りました。輸出につきましては、ブタジエン樹脂が欧州、アジア向けの需要不振と不採算分野からの撤退により販売数量は前期を下回りましたが、価格改定に努めました結果、売上高は前期を上回りました。

生産面では、高性能タイヤ向け溶液重合スチレン・ブタジエンゴムの生産能力を平成17年末に年産3万5千トンから4万5千トンへと増強しました。欧州でも生産委託による供給体制を構築しており、積極的に拡大してまいります。また、エチレン・プロピレンゴムにつきましても、鹿島工場の生産能力を今後、年産3万6千トンへ引き上げるとともに、韓国の製造・販売合弁会社である錦湖（クムホ）ポリケム株式会社への出資比率を50%に引き上げ、平成19年8月までに同社の生産能力を年産7万8千トンまでに拡大し、JSRグループとしてアジア有数のサプライヤーとしての地位を確立してまいります。さらに、中国での自動車部品用途のカーボンマスターバッチの需要拡大に対応するため、天津、福州に続き広州地区に工場を建設し、さらなる生産能力増強を図っております。

収益面では、原材料価格の上昇により収益が大きく圧迫されたため、採算是正のための価格改定に取り組みました。同時にグループ全体でCRG- プロジェクトを推進しコスト削減に努めました。

以上の結果、エラストマー事業部門の連結売上高は前期比11.6%増の1,040億21百万円、営業利益は前期比60.8%増の117億43百万円となりました。

#### （エマルジョン事業部門）

国内につきましては、主力製品の紙加工用ラテックスは、塗工紙生産量の増加および拡販努力による販売数量増に原材料価格の上昇に対応した価格改定が加わり、売上高は前期を上回りました。アクリルエマルジョンにつきましては、価格改定に努めましたが建物外壁塗料分野で販売数量が減少したことにより、売上高は前期を下回りました。

輸出につきましては、原材料不足により一部の品種で出荷調整を行ったため、売上高は前期を下回りました。

収益面では、原材料価格の上昇により収益が大きく圧迫されたため、採算是正のための価格改定に取り組みました。同時にグループ全体でCRG- プロジェクトを推進しコスト削減に努めました。

以上の結果、エマルジョン事業部門の連結売上高は前期比5.7%増の249億43百万円、営業利益は前期比7.3%増の25億54百万円となりました。

#### （合成樹脂事業部門）

国内のABS樹脂につきましては、車両分野や建材分野において超耐熱ABS樹脂や耐候性AES樹脂等の特殊ABS樹脂の需要は堅調に推移しましたが、家電用途の需要不振や汎用品を中心とした不採算分野からの撤退もあり、販売数量、売上高ともに前期を下回りました。

海外につきましては、不採算分野からの撤退を進めた結果、販売量は前期を下回りましたが、ASEAN地域での2輪車向け需要の好調や価格改定とともに為替の円安効果も加わり、売上高は前期を大幅に上回りました。

現在、体質強化に向けた事業構造の改革を目指し、販売面では特殊・高付加価値製品へのシフトを加速させるとともに、生産面では現有プラントの再編・統合に着手し大幅な合理化を図る取り組みを進めております。

収益面では、スチレン、アクリロニトリル、ブタジエン等の原材料価格の上昇により収益が大きく圧迫されたため、採算是正のための価格改定に取り組みました。同時にグループ全体でCRG-プロジェクトを推進しコスト削減に努めました。

以上の結果、合成樹脂事業部門の連結売上高は前期比0.8%増の664億50百万円、営業利益は前期比51.6%増の42億2百万円となりました。

#### （多角化事業部門）

半導体製造用材料では、主力製品であるフォトレジストが、国内外の半導体生産の需要回復の流れを受け、エキシマレジストを中心に国内およびアジアを主体とする輸出とも好調に推移しました。エキシマレジストでは、特に新規材料であるArFレジストの販売が大幅に伸長しました。欧米の現地子会社も欧米の半導体需要の回復により売上高は前期を上回りました。また、半導体製造用新規材料では、CMP（Chemical Mechanical Planarization：化学的機械的平坦化）材料、多層材料、実装材料が売上高を大幅に伸ばしたことにより、半導体製造用材料全体の売上高は前期を大幅に上回りました。

フラットパネル・ディスプレイ用材料では、液晶ディスプレイ（LCD）用材料が、モニター用、テレビ用などの液晶パネルの生産増加により需要が拡大し、特にアジア向けを中心とする輸出が大きく増加したことにより、売上高は前期を大幅に上回りました。プラズマ・ディスプレイ（PDP）用材料も需要の増加と拡販によりアジア向け輸出が拡大したことにより、売上高は前期を大幅に上回りました。平成16年秋から商業生産を開始した韓国のLCD用材料工場では、生産品種を増やし供給能力をさらに拡大するための第二期工事が完了し、平成17年8月より生産を開始しました。また、台湾におきましても建設中でありましたLCD用材料の工場が完工し、今年夏の商業生産を目指しております。

光機能材料では、輸出用光ファイバーケーブルの需要回復を背景に、主力製品である光ファイバー用コーティング材料が好調に推移したことにより、売上高は前期を大幅に上回りました。耐熱透明樹脂アートン<sup>®</sup>は、主要需要業界である光学フィルム分野において競争が激化したことにより売上高は前期を大幅に下回りました。当社は、平成18年3月末にオランダのDSMグループから国内外のディスプレイ用コーティング材料および光学メディア用材料を中心とする事業を譲り受けました。これに伴い、当社がグローバルに事業展開を図ることにより、光・電子材料分野での当社

のリーディングポジションを一層強化してまいります。

なお、今期において、情報電子材料を中心とする最先端材料の研究開発強化を目的に、四日市地区にクリーンルーム棟を建設するとともに、精密加工要素技術の深耕と製品開発力の強化を目的に精密加工パイロット設備棟も建設いたしました。研究開発のインフラ強化を進め、今後実用化が期待されている最先端材料分野について、より一層の競争力強化を図ってまいります。

コスト面では、CRG- プロジェクトの着実な実行によるコストダウンを図りました。

以上の結果、多角化事業部門の連結売上高は前期比16.4%増の1,427億44百万円、営業利益は前期比6.8%増の382億25百万円となりました。

## (2) 企業集団の設備投資の状況

当期の設備投資の主なものは、アートン樹脂生産能力増強工事、四日市地区のクリーンルーム棟建設工事、精密加工パイロット設備棟建設工事で、その他を含めた当期の設備投資額は233億円でありました。

## (3) 企業集団の資金調達の状況

当期は、増資または社債発行による資金調達は行っておりません。

なお、当期末現在の社債を含めた当社グループの借入金総額は308億円で、前期末に比べ6億円減少しております。

## (4) 企業集団が対処すべき課題

当社グループは、『技術と人材を核に、「変革」に挑戦しグローバルに「進化」を続ける企業』を目指しており、事業のさらなる成長と事業構造の転換を図るべく、2004年度（平成16年度）を初年度とする中期計画「JSRevolution」に取り組んでおります。

当中期計画は、2010年（平成22年）における当社のありたい姿を定め、その大きなジャンプに向けてのステップのステージと位置づけた3ヵ年計画です。これまでに確立した成長基盤を活かしさらなる拡大を図る期間とするとともに、ありたい姿を確かなものとするための次期成長事業等の新たな事業の確立・立ち上げの期間として取り組みを加速してまいります。2006年度（平成18年度）は、「JSRevolution」の最終年度にあたります。当中期計画の総仕上げの一年として、また、大きく飛躍するジャンプのステージを目指し2007年度（平成19年度）よりスタートする予定の次期中期計画に繋げるための重要な一年と認識し、取り組むべき課題への対応に注力いたします。

エラストマー事業、エマルジョン事業、合成樹脂事業の石油化学系事業におきましては、独自性、技術優位性を活かし付加価値の高い製品の比率を高めるとともに、さらなる生産性向上を追求し競争力の強化に取り組み、安定的収益の確保を図ってまいります。

情報電子材料を中心とする多角化事業におきましては、グローバルな事業展開と成長分野への積極的な資源投入を継続し、さらなる収益の拡大を図ってまいります。韓国で立ち上げました液晶用材料工場に続き、台湾においても工場を建設し今年夏の本格生産を確かなものとするべく取り組んでまいります。

次期成長事業である「精密加工事業」は、フィルム事業等の確実な立ち上げを図り、「環境・エネルギー」、「メディカル」は、必要な資源投入を積極的に行い事業の基盤作りを図ります。次期成長事業につきましては、2010年（平成22年）には収益

の柱の一つとすべく取り組んでまいります。

また、事業収益の改善を図るため、さらなる技術革新をベースに、原料から物流まで一体となったコストダウンプロジェクトCRG- を引き続き推進し、全グループ企業において収益の底上げ、体質強化に努めてまいります。

一方、内部統制システムの実効性を監査するため、業務執行部門から独立した社長直属の監査室を設置いたしました。さらに、コンプライアンスの確保その他会社法が求める内部統制システム整備については取締役会において決議を行い、今後一層の充実を図ってまいります。

今後も当社グループはグループ経営の強化を図るとともに、企業の社会的責任(CSR)を果たすべく、レスポンシブル・ケアと企業倫理活動を着実に推進し、2010年(平成22年)のありたい姿の実現を目指して総力を挙げて取り組む所存でございます。

(5) 企業集団および当社の営業成績および財産の状況の推移

企業集団の営業成績および財産の状況の推移

| 区 分             | 第58期<br>(平成14年度) | 第59期<br>(平成15年度) | 第60期<br>(平成16年度) | 第61期<br>(平成17年度) |
|-----------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 売 上 高 (百万円)     | 247,139          | 275,071          | 305,368          | 338,159          |
| 当 期 純 利 益 (百万円) | 10,990           | 19,353           | 27,563           | 30,554           |
| 1株当たり当期純利益 (円)  | 42.46            | 75.12            | 107.54           | 119.63           |
| 総 資 産 (百万円)     | 281,874          | 308,581          | 325,031          | 381,096          |

- (注) 1. 第58期は、各事業が売上を伸ばし、売上高、当期純利益ともに増加しました。  
2. 第59期は、多角化事業を中心に売上を伸ばし、売上高、当期純利益ともに増加しました。  
3. 第60期は、各事業が売上を伸ばし、売上高、当期純利益ともに増加しました。  
4. 第61期は、前記「(1) 企業集団の営業の経過および成果」に記載のとおりであります。

当社の営業成績および財産の状況の推移

| 区 分             | 第58期<br>(平成14年度) | 第59期<br>(平成15年度) | 第60期<br>(平成16年度) | 第61期<br>(平成17年度) |
|-----------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 売 上 高 (百万円)     | 162,001          | 183,395          | 204,962          | 232,315          |
| 当 期 純 利 益 (百万円) | 10,598           | 17,699           | 25,148           | 27,463           |
| 1株当たり当期純利益 (円)  | 41.15            | 68.91            | 98.34            | 107.74           |
| 総 資 産 (百万円)     | 240,742          | 264,447          | 278,812          | 329,629          |



## 2. 会社の概況（平成18年3月31日現在）

### (1) 企業集団の主要な事業内容

#### 下記製品の製造および販売

| 事業区分    | 内 容               |                                                    |
|---------|-------------------|----------------------------------------------------|
| 石油化学系事業 | エラストマー            | 汎用合成ゴム、機能性特殊ゴム、熱可塑性エラストマー、原料ゴムの精練加工品等              |
|         | エマルジョン            | 紙加工用ラテックス、一般産業用ラテックス、アクリルエマルジョン、原料ラテックスの精製加工品等     |
|         | 合成樹脂              | ABS樹脂、AES樹脂、AS樹脂、合成樹脂の着色加工品等                       |
| 多角化事業   | 半導体製造用材料          | フォトレジスト、CMP材料、実装材料、反射防止膜等                          |
|         | フラットパネル・ディスプレイ用材料 | カラー液晶ディスプレイ用材料、プラズマ・ディスプレイ用材料等                     |
|         | 光学材料              | 光ファイバー用コーティング材料、機能性コーティング材料、反射防止膜材料、耐熱透明樹脂およびフィルム等 |
|         | その他               | 化成品、機能化学品材料、電子機器部品の検査治具・装置等                        |

### (2) 企業集団の主要な営業所および工場等

#### 当社

|         |                                                                    |
|---------|--------------------------------------------------------------------|
| 本 社     | 東京都中央区築地五丁目6番10号                                                   |
| ランチ・営業所 | 大阪ランチ（大阪市）、名古屋ランチ（名古屋市）、九州営業所（佐賀県佐賀市）                              |
| 工 場     | 四日市工場（三重県四日市市）、千葉工場（千葉県市原市）、鹿島工場（茨城県神栖市）                           |
| 研 究 所   | 高分子研究所（三重県四日市市）、精密電子研究所（三重県四日市市）、ディスプレイ研究所（三重県四日市市）、筑波研究所（茨城県つくば市） |
| 海 外     | ヨーロッパ事務所（ベルギー）、上海事務所（中国）、ソウル事務所（韓国）、台湾事務所（台湾）                      |

重要な子法人等および関連会社

| 事業区分     | 会社名                                 | 本社所在地   |
|----------|-------------------------------------|---------|
| エラストマー事業 | (株)エラストミックス                         | 三重県四日市市 |
|          | 九州ゴム加工(株)                           | 佐賀県鳥栖市  |
|          | JSR AMERICA, INC.                   | 米国      |
|          | 日本ブチル(株)                            | 神奈川県川崎市 |
|          | 錦湖ポリケム(株)                           | 韓国      |
|          | ジェイエスアール クレイトン エラストマー(株)            | 東京都港区   |
|          | ELASTOMIX (THAILAND) CO., LTD.      | タイ      |
| エマルジョン事業 | (株)イーテック                            | 三重県四日市市 |
| 合成樹脂事業   | テクノポリマー(株)                          | 東京都中央区  |
|          | 日本カラリング(株)                          | 三重県四日市市 |
|          | (株)エクセル東海                           | 静岡県御殿場市 |
|          | TECHNO POLYMER HONG KONG CO., LTD.  | 香港      |
|          | Techno Polymer (Thailand) Co., Ltd. | タイ      |
|          | Techno Polymer (Shanghai) Co., Ltd. | 中国      |
|          | TECHNO POLYMER AMERICA, INC.        | 米国      |
|          | 上海虹彩塑料有限公司                          | 中国      |
| 多角化事業    | JSRマイクロ九州(株)                        | 佐賀県佐賀市  |
|          | (株)JSRマイクロテック                       | 埼玉県日高市  |
|          | (株)ディーメック                           | 東京都中央区  |
|          | JSRオプテック筑波(株)                       | 茨城県土浦市  |
|          | JSR Micro N.V.                      | ベルギー    |
|          | JSR Micro, Inc.                     | 米国      |
|          | JSR Micro Korea Co., Ltd.           | 韓国      |
|          | 日本特殊コーティング(株)                       | 茨城県土浦市  |
|          | JSR物流(株)                            | 三重県四日市市 |
|          | JSRエンジニアリング(株)                      | 三重県四日市市 |
|          | 日合工業(株)                             | 茨城県神栖市  |
|          | JSRトレーディング(株)                       | 東京都中央区  |
|          | JSRサービス(株)                          | 東京都中央区  |
|          | JNTシステム(株)                          | 東京都中央区  |

(注) は重要な関連会社を示しております。

(3) 株式の状況

|              |              |
|--------------|--------------|
| 会社が発行する株式の総数 | 696,061,000株 |
| 発行済株式総数      | 255,885,166株 |
| 1単元の株式数      | 100株         |
| 株主数          | 16,437名      |
| 大株主の状況       |              |

| 株 主 名                                   | 当社への出資状況     |            | 当社の大株主への出資状況 |           |
|-----------------------------------------|--------------|------------|--------------|-----------|
|                                         | 持 株 数        | 議 決 権 比 率  | 持 株 数        | 出 資 比 率   |
| 株 式 会 社 プ リ デ ス ト ン                     | 千株<br>40,866 | %<br>16.08 | 千株<br>4,842  | %<br>0.59 |
| 日本トラスティ・サービス<br>信託銀行株式会社（信託口）           | 16,693       | 6.56       | -            | -         |
| 日本マスタートラスト<br>信託銀行株式会社（信託口）             | 13,932       | 5.48       | -            | -         |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式<br>会社(三菱化学株式会社退職給付信託口) | 9,888        | 3.89       | -            | -         |
| ザチェスマンハッタンバンクエヌイロンドン                    | 8,640        | 3.40       | -            | -         |
| 株式会社みずほコーポレート銀行                         | 6,801        | 2.67       | -            | -         |
| ステートストリートバンクアンド<br>トラストカンパニー            | 6,382        | 2.51       | -            | -         |
| 日本生命保険相互会社                              | 5,998        | 2.36       | -            | -         |
| ザチェスマンハッタンバンク 385036                    | 5,019        | 1.97       | -            | -         |
| ステートストリートバンクアンド<br>トラストカンパニー 505103     | 4,284        | 1.68       | -            | -         |

- (注) 1. 当社の大株主への出資状況は、株式会社ブリヂストンの出資比率につきましては、平成18年3月31日現在の発行済株式総数をもとに算出しております。
2. 当社は、三菱化学株式会社の持株会社である株式会社三菱ケミカルホールディングスの株式を、1,602千株（出資比率0.08%）所有しております。なお、出資比率につきましては平成17年10月3日現在の発行済株式総数をもとに算出しております。
3. 当社は、株式会社みずほコーポレート銀行の持株会社である株式会社みずほフィナンシャルグループの株式を1,495株（出資比率0.01%）所有しております。なお、出資比率につきましては平成17年12月27日現在の発行済株式総数をもとに算出しております。

(4) 自己株式の取得、処分等および保有の状況

取得株式

普通株式

4,767株

取得価額の総額

12,673千円

処分株式

ありません。

決算期末における保有株式

普通株式

1,663,063株

(5) 企業集団の従業員の状況

企業集団の従業員の状況

| 従業員数    | 前期末比増減  |
|---------|---------|
| 4,576 名 | + 214 名 |

当社の従業員の状況

| 従業員数    | 前期末比増減 | 平均年齢   | 平均勤続年数 |
|---------|--------|--------|--------|
| 2,753 名 | + 85 名 | 41.3 歳 | 19.0 年 |

## (6) 企業結合の状況

## 重要な子法人等および関連会社の状況

## 重要な子法人等の状況

| 会 社 名                                  | 資本金        | 当社の<br>議決権比率 | 主 要 な 事 業 内 容            |
|----------------------------------------|------------|--------------|--------------------------|
| (株) エラストミックス                           | 415百万円     | 98.5%        | 原料ゴムの精練加工・販売             |
| 九州ゴム加工(株)                              | 90百万円      | 85(15)       | 原料ゴムの精練加工・販売             |
| JSR AMERICA, INC.                      | 1,200千US\$ | 100          | 合成ゴム、合成樹脂の仕入・販売          |
| ELASTOMIX<br>(THAILAND) CO., LTD.      | 75,000千パーツ | 25(50)       | 原料ゴムの精練加工・販売             |
| (株) イーテック                              | 168百万円     | 100          | 原料ラテックスの精製加工・販売          |
| テクノポリマー(株)                             | 3,000百万円   | 60           | 合成樹脂の製造・加工・販売            |
| 日本カラリング(株)                             | 280百万円     | 75(25)       | 合成樹脂の着色加工・着色製品の販売        |
| (株) エクセル東海                             | 50百万円      | 100          | 合成樹脂押出成型品の製造・販売          |
| TECHNO POLYMER<br>HONG KONG CO., LTD.  | 2,500千HK\$ | (100)        | 合成樹脂の仕入・販売               |
| Techno Polymer<br>(Thailand) Co., Ltd. | 8,010千パーツ  | (82.8)       | 合成樹脂の仕入・販売               |
| Techno Polymer<br>(Shanghai) Co., Ltd. | 200千US\$   | (100)        | 合成樹脂の仕入・販売               |
| TECHNO POLYMER<br>AMERICA, INC.        | 300千US\$   | (100)        | 合成樹脂の仕入・販売               |
| 上海虹彩塑料有限公司                             | 700百万円     | (60)         | 合成樹脂の着色加工・着色製品の販売        |
| JSR マイクロ九州(株)                          | 300百万円     | 100          | 集積回路・光電子部品用化学製品の製造・販売    |
| (株) JSR マイクロテック                        | 50百万円      | 100          | 電子機器部品の検査治具・装置の製造・販売     |
| (株) ディーメック                             | 65百万円      | 100          | 光造形システムおよび光硬化樹脂の販売       |
| JSR オプテック 筑波(株)                        | 50百万円      | 100          | 光ファイバー用コーティング材等の製造・加工・販売 |

| 会 社 名                       | 資本金         | 当 社 の<br>議決権比率 | 主 要 な 事 業 内 容                      |
|-----------------------------|-------------|----------------|------------------------------------|
| JSR Micro N.V.              | 11,155千EUR  | 100            | 集積回路・光電子部品用化学製品の製造・販売              |
| JSR Micro,Inc.              | 21,700千US\$ | 78.1(21.9)     | 集積回路・光電子部品用化学製品の製造・販売              |
| JSR Micro Korea<br>Co.,Ltd. | 2,000百万WON  | 100            | フラットパネル・ディスプレイ用材料・半導体材料用化学製品の製造・販売 |
| J S R 物 流 (株)               | 170百万円      | 100            | 貨物運送取扱事業、倉庫業、出荷管理事業                |
| JSRエンジニアリング(株)              | 180百万円      | 100            | 化学工業装置・各種機器装置のエンジニアリング・コンサルティング    |
| 日 合 工 業 (株)                 | 50百万円       | 50             | 生産物充填梱包作業請負、土木建設工事の請負              |
| JSRトレーディング(株)               | 480百万円      | 100            | 化学品等の仕入・販売                         |
| J S R サ ー ビ ス (株)           | 10百万円       | 100            | 損害保険代理業、厚生施設の運営管理・会計事務等の業務受託       |
| J N T シ ス テ ム (株)           | 200百万円      | 62             | コンピュータ・通信のソフトウェアの開発・販売・保守          |

- (注) 1. 当社の議決権比率欄の( )内は、子法人等が所有する議決権比率を外数で示しております。
2. 当期よりJSR Micro Korea Co.,Ltd.を重要な子法人等に含めました。
3. TECHNO POLYMER HONG KONG CO.,LTD.およびTechno Polymer (Shanghai) Co.,Ltd.、TECHNO POLYMER AMERICA,INC.につきましては、テクノポリマー(株)(当社の議決権比率60%)が当該会社の議決権を100%、Techno Polymer (Thailand) Co.,Ltd.につきましては、82.8%所有しております。  
上海虹彩塑料有限公司につきましては、テクノポリマー(株)および日本カラリング(株)(当社の議決権比率75%)が、当該会社の議決権を各々30%所有しております。  
ELASTOMIX (THAILAND) CO.,LTD.につきましては、(株)エラストミックス(当社の議決権比率98.5%)が、当該会社の議決権を50%所有しております。
4. 前期において重要な子法人等でありましたTechno Polymer Singapore Pte Ltdは、平成16年12月13日会社解散を決議し、清算手続きを開始したため当期より重要な子法人等から外しました。

## 重要な関連会社の状況

| 会 社 名                            | 資本金         | 当社の<br>議決権比率 | 主 要 な 事 業 内 容         |
|----------------------------------|-------------|--------------|-----------------------|
| 日 本 プ チ ル (株)                    | 3,168百万円    | 50           | ブチルゴムの製造・販売           |
| 錦 湖 ポ リ ケ ム (株)                  | 21,500百万WON | 50           | エチレン・プロピレンゴムの製造・仕入・販売 |
| ジェイエスアール クレイトン<br>エラ ス ト マ ー (株) | 1,500百万円    | 50           | 熱可塑性エラストマーの製造・販売      |
| 日本特殊コーティング(株)                    | 92百万円       | 50           | 光ファイバー用コーティング材料等の販売   |

(注) 当社は平成17年12月に、ExxonMobil Petroleum & Chemical Holdings Inc.の所有する全株式を取得したため、錦湖ポリケム(株)の議決権比率は35%から50%となりました。

### 企業結合の成果

連結子法人等は26社、持分法適用会社は4社であり、当期の連結売上高は3,381億59百万円（前期比10.7%増）、連結当期純利益は305億54百万円（前期比10.9%増）となりました。

### (7) 主要な借入先の状況

| 借 入 先           | 借入金残高<br>百万円 | 借入先が有する当社の株式 |            |
|-----------------|--------------|--------------|------------|
|                 |              | 持 株 数<br>千株  | 議決権比率<br>% |
| 株式会社みずほコーポレート銀行 | 5,055        | 6,801        | 2.67       |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行   | 3,843        | 2,520        | 0.99       |
| 株式会社三井住友銀行      | 3,845        | 2,676        | 1.05       |

## (8) 取締役および監査役の状況

| 地 位               | 氏 名     | 担当または主な職業                    |
|-------------------|---------|------------------------------|
| 取締役社長<br>(代表取締役)  | 吉 田 淑 則 |                              |
| 取締役副社長<br>(代表取締役) | 伊 藤 忠 彦 | 石油化学系事業、生産・技術担当              |
| 専務取締役             | 山 口 隆   | 合成樹脂事業、原料資材、人事、総務、法務、CSR活動担当 |
| 常務取締役             | 春 木 二 生 | 経理財務、広報担当                    |
| 常務取締役             | 長谷川 誠 一 | ファイン系事業担当                    |
| 取 締 役             | 伊 丹 良 彦 | 環境安全、品質保証、生産物流、情報システム担当      |
| 取 締 役             | 山 中 仁   | 戦略計画、グループ企業担当                |
| 取 締 役             | 別 所 信 夫 | 研究開発、新事業開発担当                 |
| 常勤監査役             | 杉 江 正 寛 |                              |
| 常勤監査役             | 尾 崎 典 夫 |                              |
| 常勤監査役             | 深 澤 久仁汎 |                              |
| 監 査 役             | 岡 部 誠 之 | 株式会社ブリヂストン執行役員               |

- (注) 1. 監査役深澤久仁汎および岡部誠之の両氏は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。
2. 当期中の退任役員は、次のとおりであります。(役名は退任時)
- |       |         |                |
|-------|---------|----------------|
| 取締役会長 | 松 本 栄 一 | (平成17年6月17日退任) |
| 取 締 役 | 山 腰 強   | (平成17年6月17日退任) |
| 取 締 役 | 廣 瀬 正 樹 | (平成17年6月17日退任) |
| 取 締 役 | 荒 尾 利 夫 | (平成17年6月17日退任) |
| 取 締 役 | 伊 藤 友 一 | (平成17年6月17日退任) |
| 取 締 役 | 辻 昭     | (平成17年6月17日退任) |
| 取 締 役 | 佐 藤 穂 積 | (平成17年6月17日退任) |
| 取 締 役 | 小 柴 満 信 | (平成17年6月17日退任) |
| 常勤監査役 | 渡 邊 英 之 | (平成17年6月17日退任) |
| 監 査 役 | 水 落 庄 司 | (平成17年6月17日退任) |



3. (ご参考) 当社の執行役員 (平成18年3月31日現在)

| 役 位     | 氏 名     | 担 当 ・ 役 職                       |
|---------|---------|---------------------------------|
| 上席執行役員  | 伊 丹 良 彦 | 生産物流部長                          |
| 上席執行役員  | 山 中 仁   | 戦略計画部長                          |
| 上席執行役員  | 別 所 信 夫 | 新事業開発部長                         |
| 上席執行役員  | 廣 瀬 正 樹 | 人事部長                            |
| 上席執行役員  | 荒 尾 利 夫 | 四日市工場長                          |
| 上席執行役員  | 伊 藤 友 一 | 光学材料事業部長                        |
| 上席執行役員  | 辻 昭     | JSR Micro Taiwan Co.,Ltd. 取締役社長 |
| 上席執行役員  | 佐 藤 穂 積 | 四日市研究センター長兼新事業開発担当補佐            |
| 上席執行役員  | 小 柴 満 信 | 電子材料事業部長兼ファイン系事業担当補佐            |
| 上席執行役員  | 宮 部 五 郎 | 光・電子材料事業企画部長                    |
| 上席執行役員  | 中村栄太郎   | 機能性エラストマー事業部長兼石油化学系事業担当補佐       |
| 上席執行役員  | 佐 島 康 貴 | ディスプレイ材料事業部長                    |
| 執 行 役 員 | 藤 本 敏 行 | 経理財務部長                          |
| 執 行 役 員 | 熊 野 厚 司 | 四日市研究センター・ディスプレイ研究所長            |
| 執 行 役 員 | 岩永伸一郎   | 四日市研究センター・精密電子研究所長兼同機能材料開発室長    |
| 執 行 役 員 | 川 崎 弘 一 | 生産技術部長                          |

を付した執行役員は取締役を兼任しております。

(9) 新株予約権の状況

現に発行している新株予約権

- |                        |                                 |
|------------------------|---------------------------------|
| 1)現に発行している新株予約権の数      | 625個 (新株予約権 1 個につき<br>普通株式100株) |
| 2)新株予約権の目的となる株式の種類および数 | 普通株式 62,500株                    |
| 3)新株予約権の発行価額           | 無償                              |

当期中に株主以外の者に対して特に有利な条件で発行した新株予約権

【平成17年6月発行の新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)】

- |                        |                               |
|------------------------|-------------------------------|
| 1)発行した新株予約権の数          | 625個 (新株予約権1個につき<br>普通株式100株) |
| 2)新株予約権の目的となる株式の種類および数 | 普通株式 62,500株                  |
| 3)新株予約権の発行価額           | 無償                            |
| 4)権利行使時の1株当たり払込金額      | 1円                            |
| 5)新株予約権の権利行使期間         |                               |

平成17年6月18日から平成37年6月17日まで

6)行使の条件

- ) 新株予約権者は、当社の取締役または執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日 (以下「権利行使開始日」という) から新株予約権を行使できるものとする。
- ) 前項 ) にかかわらず新株予約権者は以下のア)、イ) に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。
  - ア) 平成36年6月17日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成36年6月18日より新株予約権を行使することができるものとする。
  - イ) 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案または株式移転の議案につき、当社株主総会で承認された場合には、当該承認日の翌日から15日以内
- ) 新株予約権1個当たりの一部份行使はできないものとする。
- ) その他の新株予約権の行使の条件については、当社取締役会決議に基づき、当社と対象取締役または執行役員との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。

7)消却事由および消却の条件

新株予約権者が新株予約権を行使できなくなった場合、当該新株予約権は無償で消却することができるものとする。

8)有利な条件の内容

当社の取締役および執行役員に対し行使価格1円の新株予約権を無償で発行した。

9) 割り当てを受けた者の氏名と割り当てを受けた新株予約権の数

) 当社取締役

| 氏名    | 新株予約権の数(個) | 氏名     | 新株予約権の数(個) |
|-------|------------|--------|------------|
| 吉田 淑則 | 94         | 長谷川 誠一 | 37         |
| 伊藤 忠彦 | 67         | 伊丹 良彦  | 24         |
| 山口 隆  | 50         | 山中 仁   | 24         |
| 春木 二生 | 37         | 別所 信夫  | 24         |
|       |            | 以上 8名  | 計 357      |

) 当社執行役員

| 氏名    | 新株予約権の数(個) | 氏名     | 新株予約権の数(個) |
|-------|------------|--------|------------|
| 廣瀬 正樹 | 24         | 中村 栄太郎 | 24         |
| 荒尾 利夫 | 24         | 佐島 康貴  | 24         |
| 伊藤 友一 | 24         | 藤本 敏行  | 13         |
| 辻 昭   | 24         | 熊野 厚司  | 13         |
| 佐藤 穂積 | 24         | 岩永 伸一郎 | 13         |
| 小柴 満信 | 24         | 川崎 弘一  | 13         |
| 宮部 五郎 | 24         |        |            |
|       |            | 以上 13名 | 計 268      |

) 当社取締役、執行役員に対して付与した新株予約権の区分別内訳合計

| 区分     | 新株予約権の数(個) | 目的となる株式の種類および数  | 付与した者の総数(名) |
|--------|------------|-----------------|-------------|
| 当社取締役  | 357        | 普通株式<br>35,700株 | 8           |
| 当社執行役員 | 268        | 普通株式<br>26,800株 | 13          |

(10) 会計監査人に対する報酬等の額

|                                    |       |
|------------------------------------|-------|
| 当社および子法人等が支払うべき報酬等の合計額             | 44百万円 |
| 上記の合計額のうち、監査証明業務の対価として支払うべき報酬等の合計額 | 42百万円 |
| 上記の合計額のうち、当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額   | 33百万円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」に基づく監査と証券取引法に基づく監査に対する報酬等の額を区分しておらず、また、実質的にも区分できないため、には証券取引法に基づく監査に対する報酬等の額を含めております。

# 連結貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

| 科 目               | 金 額            | 科 目                           | 金 額            |
|-------------------|----------------|-------------------------------|----------------|
| 資 産 の 部           | 百万円            | 負 債 の 部                       | 百万円            |
| <b>流 動 資 産</b>    | <b>231,065</b> | <b>流 動 負 債</b>                | <b>138,654</b> |
| 現 金 及 び 預 金       | 25,520         | 支 払 手 形 及 び 買 掛 金             | 78,462         |
| 受 取 手 形 及 び 売 掛 金 | 78,315         | 短 期 借 入 金                     | 19,277         |
| 有 価 証 券           | 35,355         | 一 年 以 内 償 還 社 債               | 10,000         |
| た な 卸 資 産         | 60,186         | そ の 他                         | 30,913         |
| 繰 延 税 金 資 産       | 4,528          | <b>固 定 負 債</b>                | <b>25,735</b>  |
| そ の 他             | 27,303         | 長 期 借 入 金                     | 1,607          |
| 貸 倒 引 当 金         | △ 145          | 退 職 給 付 引 当 金                 | 13,921         |
|                   |                | 役 員 退 職 慰 勞 引 当 金             | 25             |
|                   |                | 環 境 対 策 引 当 金                 | 3,093          |
|                   |                | そ の 他                         | 7,087          |
| <b>固 定 資 産</b>    | <b>150,031</b> | 負 債 合 計                       | 164,389        |
| 有 形 固 定 資 産       | 92,011         | 少 数 株 主 持 分                   |                |
| 無 形 固 定 資 産       | 6,130          | 少 数 株 主 持 分                   | 3,957          |
| 投 資 其 他 の 資 産     | 51,889         | 資 本 の 部                       |                |
| 投 資 有 価 証 券       | 44,545         | 資 本 金                         | 23,320         |
| 繰 延 税 金 資 産       | 2,177          | 資 本 剩 余 金                     | 25,179         |
| そ の 他             | 5,334          | 利 益 剩 余 金                     | 155,433        |
| 貸 倒 引 当 金         | △ 168          | 其 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金         | 11,151         |
|                   |                | 為 替 換 算 調 整 勘 定               | 564            |
|                   |                | 自 己 株 式                       | 2,898          |
| 資 産 合 計           | 381,096        | 資 本 合 計                       | 212,750        |
|                   |                | 負 債 ・ 少 数 株 主 持 分 及 び 資 本 合 計 | 381,096        |

- (注) 1. 有形固定資産の減価償却累計額 255,963百万円  
 2. 受取手形割引高及び裏書譲渡高 257百万円  
 3. 担保に供している資産 有形固定資産 14,168百万円  
 4. 保証債務等残高 260百万円  
 5. 自己株式数 1,663,063株  
 6. 百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(自 平成17年4月 1日  
至 平成18年3月31日)

| 科 目          | 金 額     |
|--------------|---------|
|              | 百万円     |
| 売上高          | 338,159 |
| 売上原価         | 230,011 |
| 売上総利益        | 108,148 |
| 販売費及び一般管理費   | 54,790  |
| 営業利益         | 53,357  |
| 営業外収益        | 5,272   |
| 受取利息及び受取配当金  | 635     |
| 持分法による投資利益   | 1,718   |
| その他の営業外収益    | 2,918   |
| 営業外費用        | 5,649   |
| 支払利息         | 420     |
| その他の営業外費用    | 5,229   |
| 経常利益         | 52,980  |
| 特別利益         | 30      |
| 固定資産売却益      | 30      |
| 特別損失         | 3,973   |
| 環境対策引当金繰入額   | 3,093   |
| 減損損失         | 579     |
| 固定資産廃棄損      | 299     |
| 税金等調整前当期純利益  | 49,037  |
| 法人税、住民税及び事業税 | 19,222  |
| 法人税等調整額      | 1,486   |
| 少数株主利益       | 747     |
| 当期純利益        | 30,554  |

(注) 1. 1株当たり当期純利益

119円63銭

2. 百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子法人等 26社

株式会社エラストミックス、九州ゴム加工株式会社、  
JSR AMERICA,INC.、  
ELASTOMIX (THAILAND) CO.,LTD.、株式会社イーテック、  
テクノポリマー株式会社、日本カラリング株式会社、  
株式会社エクセル東海、TECHNO POLYMER HONG KONG CO.,LTD.、  
Techno Polymer (Thailand) Co.,Ltd.、  
Techno Polymer (Shanghai) Co.,Ltd.、  
TECHNO POLYMER AMERICA,INC.、  
上海虹彩塑料有限公司、JSRマイクロ九州株式会社、  
株式会社JSRマイクロテック、株式会社ディーメック、  
JSRオペテック筑波株式会社、JSR Micro N.V.、JSR Micro,Inc.、  
JSR Micro Korea Co.,Ltd.、  
JSR物流株式会社、JSRエンジニアリング株式会社、  
日合工業株式会社、JSRトレーディング株式会社、  
JSRサービス株式会社、JNTシステム株式会社

当連結会計年度からJSR Micro Korea Co.,Ltd.を重要性の観点より連結の範囲に含めております。また、Techno Polymer Singapore Pte Ltdは清算手続きを開始し、重要性がなくなったため当連結会計年度から連結の範囲より除いております。

主要な非連結子法人等の名称等

大科能樹脂（上海）技術発展有限公司他  
（連結の範囲に関する重要性の原則を適用しました。）

### (2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社 4社 日本ブチル株式会社、錦湖ポリケム株式会社、  
ジェイエスアール クレイトン エラストマー株式会社、  
日本特殊コーティング株式会社

非連結子法人等（大科能樹脂（上海）技術発展有限公司他）、関連会社（東部ブタジエン株式会社他）は持分法適用範囲から除いています。（持分法の範囲に関する重要性の原則を適用しました。）

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(3) 連結子法人等の事業年度等に関する事項

連結子法人等のうち

JSR AMERICA,INC.、ELASTOMIX(THAILAND)CO.,LTD.、

TECHNO POLYMER HONG KONG CO.,LTD.、

Techno Polymer (Thailand) Co.,Ltd.、Techno Polymer (Shanghai) Co.,Ltd.

TECHNO POLYMER AMERICA,INC.、上海虹彩塑料有限公司、

JSR Micro N.V.及びJSR Micro,Inc.の9社の事業年度の末日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計処理基準に関する事項

1. 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの……………移動平均法に基づく原価法または償却原価法によっております。

② デリバティブ

時価法によっております。

③ たな卸資産

主として総平均法に基づく原価法によっております。

2. 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法（一部については定額法）によっております。

ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

② 無形固定資産

定額法によっております。営業権は均等償却（5年）しております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。



### 3. 重要な引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### ② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異は、発生連結会計年度の翌連結会計年度に一括して(一部の子法人等は10年間による定額法で)費用処理しております。

(会計方針の変更)

「『退職給付に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第3号 平成17年3月16日)及び「『退職給付に係る会計基準』の一部改正に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第7号 平成17年3月16日)を当連結会計年度から適用しております。これにより営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は1,348百万円増加しております。

#### ③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を引当計上しております。

(追加情報)

当社においては平成17年6月17日の定時株主総会の日をもって役員退職慰労金制度を廃止致しましたため、役員退職慰労引当金残高を取り崩しております。未払額については長期未払金として固定負債「その他」に含めており、その支払は役員の退任時としております。

#### ④ 環境対策引当金

ポリ塩化ビフェニル(PCB)の処分等にかかる支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。

### 4. 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子法人等の資産及び負債は決算日の直物為替相場により、収益及び費用は期中平均相場により、それぞれ円貨に換算し、換算差額は少数株主持分及び資本の部における為替換算調整勘定に含めております。

### 5. ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。通貨スワップ取引については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しており、金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

### 6. その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理については税抜方式によっております。

### (5) 連結子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法によっております。

(会計方針の変更)

#### 固定資産の減損に係る会計基準

当連結会計年度から「固定資産の減損に係る会計基準」（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用しております。

これにより税金等調整前当期純利益は579百万円減少しております。また、減損損失累計額579百万円は、当該資産の金額から直接減額しております。減損の対象はABS樹脂製造設備であります。

# 貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

| 科 目             | 金 額     | 科 目                     | 金 額     |
|-----------------|---------|-------------------------|---------|
| 資 産 の 部         | 百万円     | 負 債 の 部                 | 百万円     |
| 流 動 資 産         | 189,152 | 流 動 負 債                 | 117,577 |
| 現 金 及 び 預 金     | 18,304  | 買 掛 金                   | 54,052  |
| 受 取 手 形 金       | 3,069   | 短 期 借 入 金               | 15,343  |
| 売 掛 金           | 59,206  | 一 年 以 内 償 還 社 債         | 10,000  |
| 有 価 証 券         | 35,355  | 未 払 金                   | 11,178  |
| 製 品 商 品         | 22,362  | 未 払 人 税 等               | 8,813   |
| 半 製 品           | 4,895   | 未 払 費 用                 | 10,586  |
| 仕 掛 品           | 1,378   | そ の 他                   | 7,604   |
| 原 材 料           | 8,732   | 固 定 負 債                 | 21,059  |
| 貯 蔵 品           | 5,028   | 長 期 借 入 金               | 1,000   |
| 未 収 入 金         | 25,419  | 退 職 給 付 引 当 金           | 11,707  |
| 短 期 貸 付 金       | 1,865   | 環 境 対 策 引 当 金           | 2,832   |
| 繰 上 げ 金 資 産     | 2,852   | 繰 上 げ 税 金 負 債           | 4,155   |
| そ の 他 金         | 700     | そ の 他                   | 1,364   |
| 貸 倒 引 当 金       | △ 19    | 負 債 合 計                 | 138,637 |
| 固 定 資 産         | 140,476 | 資 本 の 部                 |         |
| 有 形 固 定 資 産     | 69,189  | 資 本 金                   | 23,320  |
| 建 物             | 15,704  | 資 本 剰 余 金               | 25,179  |
| 構 築 物           | 3,891   | 資 本 準 備 金               | 25,179  |
| 機 械 装 置         | 27,958  | 利 益 剰 余 金               | 134,392 |
| 車 両 運 搬 具       | 176     | 利 益 準 備 金               | 3,710   |
| 工 具 器 具 備 品     | 5,212   | 任 意 積 立 金               | 47,725  |
| 土 地             | 14,338  | 特 別 償 却 準 備 金           | 971     |
| 建 設 仮 勘 定       | 1,907   | 固 定 資 産 圧 縮 積 立 金       | 4,323   |
| 無 形 固 定 資 産     | 5,954   | 別 途 積 立 金               | 42,431  |
| ソ フ ト ウ ェ ア 等   | 5,954   | 当 期 未 処 分 利 益           | 82,956  |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 65,333  | 株 式 等 評 価 差 額 金         | 10,998  |
| 投 資 有 価 証 券     | 38,486  | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 10,998  |
| 子 会 社 株 式       | 9,920   | 自 己 株 式                 | 2,898   |
| 長 期 貸 付 金       | 15,796  | 資 本 合 計                 | 190,992 |
| そ の 他 金         | 1,270   | 負 債 ・ 資 本 合 計           | 329,629 |
| 貸 倒 引 当 金       | △ 141   |                         |         |
| 資 産 合 計         | 329,629 |                         |         |

- (注) 1. 有形固定資産の減価償却累計額 209,094百万円  
 2. 子会社に対する金銭債権債務 短期金銭債権 18,111百万円  
 長期金銭債権 15,200百万円  
 短期金銭債務 18,011百万円  
 3. 担保に供している資産 有形固定資産 14,168百万円  
 4. 輸出為替手形割引高 257百万円  
 5. 保証債務残高 1,166百万円  
 6. 旧商法施行規則第124条第3号に規定する純資産額 10,998百万円  
 7. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(自 平成17年4月1日  
至 平成18年3月31日)

| 科 目          | 金 額     | 金 額     |
|--------------|---------|---------|
|              | 百万円     | 百万円     |
| 経常損益の部       |         |         |
| 営業損益の部       |         |         |
| 売上高          |         | 232,315 |
| 売上原価         | 152,295 |         |
| 販売費及び一般管理費   | 36,938  | 189,234 |
| 営業利益         |         | 43,080  |
| 営業外損益の部      |         |         |
| 営業外収益        |         |         |
| 受取利息         | 215     |         |
| 受取配当金        | 2,933   |         |
| 雑収入          | 2,647   | 5,797   |
| 営業外費用        |         |         |
| 支払利息         | 273     |         |
| 雑支出          | 3,983   | 4,256   |
| 経常利益         |         | 44,621  |
| 特別損益の部       |         |         |
| 特別利益         |         |         |
| 固定資産売却益      | 30      | 30      |
| 特別損失         |         |         |
| 固定資産廃棄損      | 175     |         |
| 環境対策引当金繰入額   | 2,832   | 3,007   |
| 税引前当期純利益     |         | 41,644  |
| 法人税、住民税及び事業税 |         | 15,289  |
| 法人税等調整額      |         | 1,107   |
| 当期純利益        |         | 27,463  |
| 前期繰越利益       |         | 58,035  |
| 中間配当額        |         | 2,542   |
| 当期末処分利益      |         | 82,956  |

- (注) 1. 子会社への売上高39,809百万円、子会社からの仕入高15,027百万円  
子会社との営業取引以外の取引高16,208百万円
2. 1株当たりの当期純利益 107円74銭
3. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 重要な会計方針

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式…移動平均法に基づく原価法によっております。  
その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの……………移動平均法に基づく原価法または償却原価法によっております。

### 2. デリバティブ

時価法によっております。

### 3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法に基づく原価法によっております。

### 4. 固定資産の減価償却方法

有形固定資産は定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

無形固定資産は定額法によっております。営業権は均等償却（5年）しております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

### 5. 引当金の計上基準

貸倒引当金…… 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

退職給付引当金…… 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異は、発生期の翌期に一括して費用処理しております。

#### (会計方針の変更)

「『退職給付に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第3号 平成17年3月16日)及び「『退職給付に係る会計基準』の一部改正に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第7号 平成17年3月16日)を当期から適用しております。これにより営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は1,348百万円増加しています。

環境対策引当金…… ポリ塩化ビフェニル(PCB)の処分等にかかる支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。これは旧商法施行規則第43条に規定する引当金であります。

#### (追加情報)

##### 役員退職慰労引当金

前期末まで、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく要支給額を役員退職慰労引当金として計上していましたが、平成17年6月17日の定時株主総会の日をもって役員退職慰労金制度を廃止致しましたため、残高を取り崩しております。なお、未払額については長期未払金として固定負債「その他」に含めており、その支払は役員の退任時としております。

##### 6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

##### 7. ヘッジ会計の方法

通貨スワップ取引については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しており、金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

##### 8. 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理については税抜方式によっております。

#### (会計方針の変更)

##### 固定資産の減損に係る会計基準

当期から「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用しております。これによる損益への影響はありません。

## 利益処分案

(単位：円)

| 科 目                     | 金 額            |
|-------------------------|----------------|
| 当期末処分利益の処分              |                |
| 当 期 未 処 分 利 益           | 82,956,368,332 |
| 特 別 償 却 準 備 金 取 崩 額     | 300,584,344    |
| 固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 取 崩 額 | 293,912,526    |
| 合 計                     | 83,550,865,202 |
| これを次のとおり処分いたします。        |                |
| 配 当 金 (1株につき10円)        | 2,542,221,030  |
| 取 締 役 賞 与 金             | 73,000,000     |
| 特 別 償 却 準 備 金           | 584,469,017    |
| 固 定 資 産 圧 縮 積 立 金       | 3,241,349      |
| 次 期 繰 越 利 益             | 80,347,933,806 |
| 合 計                     | 83,550,865,202 |

(注) 平成17年11月29日に2,542,243,710円(1株につき10円)の中間配当を実施しました。

独立監査人の監査報告書

平成18年5月10日

JSR株式会社

取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 高橋 宏<sup>Ⓔ</sup>  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 和田 正 夫<sup>Ⓔ</sup>  
業務執行社員

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2第3項の規定に基づき、JSR株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第61期営業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社又は連結子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人は、上記の連結計算書類が、法令及び定款に従いJSR株式会社及びその連結子法人等から成る企業集団の財産及び損益の状態を正しく示しているものと認める。

また、連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 (4)会計処理基準に関する事項 ③重要な引当金の計上基準 ②退職給付引当金(会計方針の変更)に記載されているとおり、会社は当連結会計年度から未認識年金資産の会計処理を変更している。これは、「『退職給付に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第3号 平成17年3月16日)及び「『退職給付に係る会計基準』の一部改正に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第7号 平成17年3月16日)が、平成17年4月1日以後開始する連結会計年度に係る連結計算書類から適用されることとなったことに伴うものであり相当と認める。

さらに、会計方針の変更に記載されているとおり、会社は当連結会計年度から固定資産の減損に係る会計基準を適用している。この変更は、「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号)が平成17年4月1日以後開始する連結会計年度に係る連結計算書類から適用されることとなったことに伴うものであり相当と認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第61期営業年度の連結計算書類（連結貸借対照表及び連結損益計算書）に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成しましたので、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、連結計算書類について取締役等及び会計監査人から報告及び説明を受け、監査いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

平成18年5月10日

J S R株式会社 監査役会  
常勤監査役 杉 江 正 寛<sup>印</sup>  
常勤監査役 尾 崎 典 夫<sup>印</sup>  
常勤監査役 深 澤 久仁汎<sup>印</sup>  
監 査 役 岡 部 誠 之<sup>印</sup>

(注) 常勤監査役深澤久仁汎及び監査役岡部誠之は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

独立監査人の監査報告書

平成18年5月10日

JSR株式会社

取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 高橋 宏<sup>Ⓔ</sup>  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 和田 正 夫<sup>Ⓔ</sup>  
業務執行社員

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、JSR株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第61期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 重要な会計方針 5. 引当金の計上基準 退職給付引当金（会計方針の変更）に記載されているとおり、会社は当営業年度から未認識年金資産の会計処理を変更している。これは、「『退職給付に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第3号 平成17年3月16日）及び「『退職給付に係る会計基準』の一部改正に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第7号 平成17年3月16日）が、平成17年4月1日以後開始する営業年度に係る計算書類及び附属明細書から適用されることとなったことに伴うものであり相当と認める。
- (3) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (4) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (5) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第61期営業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成しましたので、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて子会社に対し営業の報告を求めました。また、会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法によるほか、必要に応じて取締役等に対し報告を求め、詳細に調査いたしました。

### 2. 監査の結果

(1) 会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

(3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。

(4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。

(5) 取締役の職務遂行に関しては、子会社に関する職務を含め不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。

平成18年5月10日

J S R株式会社 監査役会  
常勤監査役 杉 江 正 寛<sup>Ⓔ</sup>  
常勤監査役 尾 崎 典 夫<sup>Ⓔ</sup>  
常勤監査役 深 澤 久仁汎<sup>Ⓔ</sup>  
監 査 役 岡 部 誠 之<sup>Ⓔ</sup>

(注) 常勤監査役深澤久仁汎及び監査役岡部誠之は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

以 上

## (ご参考)

### (1) 連結剰余金計算書 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)

(単位：百万円)

| 科 目                  | 金 額     |
|----------------------|---------|
| 資 本 剰 余 金 の 部        |         |
| I 資 本 剰 余 金 期 首 残 高  | 25,179  |
| II 資 本 剰 余 金 期 末 残 高 | 25,179  |
| 利 益 剰 余 金 の 部        |         |
| I 利 益 剰 余 金 期 首 残 高  | 130,772 |
| II 利 益 剰 余 金 増 加 高   | 30,554  |
| 当 期 純 利 益            | 30,554  |
| III 利 益 剰 余 金 減 少 高  | 5,893   |
| 配 当 金                | 4,321   |
| 役 員 賞 与              | 159     |
| 連結子法人等増加による利益剰余金減少高  | 1,403   |
| 連結子法人等減少による利益剰余金減少高  | 8       |
| IV 利 益 剰 余 金 期 末 残 高 | 155,433 |

### (2) 連結キャッシュ・フローの状況 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)

(単位：百万円)

| 営業活動による<br>キャッシュ・フロー | 投資活動による<br>キャッシュ・フロー | 財務活動による<br>キャッシュ・フロー | 現金及び現金同等物<br>期 末 残 高 |
|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 44,881               | △ 26,015             | △ 5,160              | 60,845               |

### (3) セグメント情報 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)

(単位：百万円)

|         | エラストマー事業 | エマルジョン事業 | 合成樹脂事業 | 多角化事業   |
|---------|----------|----------|--------|---------|
| 売 上 高   | 104,021  | 24,943   | 66,450 | 142,744 |
| 営 業 利 益 | 11,743   | 2,554    | 4,202  | 38,225  |

# 株主総会参考書類

1. 総株主の議決権の数

2,541,069個

2. 議案および参考事項

## 第1号議案 第61期利益処分案承認の件

利益処分は、長期的、安定的な配当を維持し、さらに連結業績の伸長に応じて利益配分を行うことを基本方針としております。配当の決定に当たりましては、将来の事業展開に必要な内部留保金との整合性を総合的に勘案して決定し、議案の内容は、前記添付書類（31頁）に記載のとおりであります。

なお、当期末の利益配当金につきましては、当期の実績を踏まえまして3円増配とし、1株につき10円とさせていただきますと存じます。

この結果、当期の年間配当金につきましては、中間配当金とあわせて1株につき20円となり、年間で6円の増配となります。

当期の取締役賞与につきましては、期末時の取締役8名に対し、当期の業績等を鑑み、73,000,000円を支給いたしたいと存じます。

なお、本議案は取締役賞与支給部分につき、会社法第361条第1項第1号に定める報酬等の承認議案を兼ねるものとします。

## 第2号議案 定款一部変更の件

現行定款の一部を次の変更案のとおり改めたいと存じます。

### 1. 変更の理由

- (1) 現状および今後の事業展開を鑑み、目的事項の一部見直しを行うものであります。
- (2) 当社の監査体制のさらなる充実を図るため、監査役の定員を現行の4名以内から5名以内に変更するものであります。
- (3) 株主の皆様への周知性の向上および公告手続きの合理化を図るため、現行定款第4条を変更し、公告方法として電子公告を採用するとともに、併せてやむを得ない事由によって電子公告によることができない場合の措置を定めるものであります。
- (4) 平成18年5月1日に「会社法」（平成17年法律第86号）および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号）が施行されたことに伴い、本総会での変更を以下のとおり行うものであります。

会社法第326条第2項に基づき、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を設置する旨の定めを新設するものであります。

会社法第214条に基づき、株式に係る株券を発行する旨の定めを新設するものであります。

会社法の施行に伴い、名義書換代理人を株主名簿管理人と名称変更するとともに、新たに新株予約権原簿に関する事務を委託することとなるため、所要の変更を行うものであります。

単元未満株主の管理の効率化を図るため、単元未満株主の権利を制限する規定を新設するものであります。

取締役会の決議方法を明記するとともに、取締役会をより機動的、効率的に運営するため、取締役全員の同意があり、監査役が異議を述べないときに限り、書面または電磁的記録による決議を可能にする定めを新設するものであります。

監査役会の決議方法を明記するものであります。

株主の皆様の利便性を考慮し招集地を明確にするため、招集地を限定する旨の規定を追加するものであります。

株主総会参考書類等をインターネットで開示することを可能にする規定を新設するものであります。

その他、用語および引用条文等について所要の変更を行うとともに、一部の字句および条数の変更を行うものであります。

## 2. 変更内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款                                                                            | 変 更 案                                                                              |
|------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1章 総 則                                                                            | 第1章 総 則                                                                            |
| (商 号)<br>第1条 本会社は、JSR株式会社と称する。<br>英文ではJSR CORPORATIONと表示する。                        | (商 号)<br>第1条 (現行どおり)                                                               |
| (目 的)<br>第2条 本会社は、次の事業を営むことを目的とする。<br>1. 次の製品の製造、加工及び販売<br>(1) 合成ゴム、合成樹脂その他の化学工業製品 | (目 的)<br>第2条 本会社は、次の事業を営むことを目的とする。<br>1. 次の製品の製造、加工及び販売<br>(1) 合成ゴム、合成樹脂その他の化学工業製品 |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(2) 合成ゴム、合成樹脂その他の化学工業製品の原料</p> <p>(3) <u>理化学機器、電子機器、情報処理機器、医療用機器、眼鏡並びに</u>これらの部品及びその材料</p> <p>(4) 土木建築用資材、住宅用資材及び包装用資材</p> <p>(5) 環境改善用及び保健用資材、機器その他の製品</p> <p>(6) 音響・音声・映像用ディスクソフトウェア</p> <p>(7) 食料品及び医薬品</p> <p>2. 前号の事業に関する技術の供与及び指導、受託調査並びにコンサルティング業務</p> <p>3. 化学工業用機械設備の設計、製作及び販売並びに土木建築工事の設計、施工及び監理</p> <p>4. 倉庫業、貨物自動車運送業及び自動車整備業</p> <p>5. <u>文化教養教室の経営及び情報処理サービス業</u></p> <p>6. <u>不動産の売買、賃貸借及び管理並びにホテルの経営</u></p> <p>7. 金融業及び総合リース業</p> <p>8. 事務用品、家具及び日用品雑貨の販売</p> <p>9. 前各号に附帯又は関連する事業<br/>(本店の所在地)</p> <p>第3条 本会社は、本店を東京都中央区に置く。</p> | <p>(2) 合成ゴム、合成樹脂その他の化学工業製品の原料</p> <p>(3) <u>光学電子機器、情報機器、理化学機器、医療用機器並びにこれら</u>の部品及びその材料</p> <p>(4) 土木建築用資材、住宅用資材及び包装用資材</p> <p>(5) 環境改善用及び保健用資材、機器その他の製品</p> <p>(6) 音響・音声・映像用ディスクソフトウェア</p> <p>(7) 食料品及び医薬品</p> <p>2. 前号の事業に関する技術の供与及び指導、受託調査並びにコンサルティング業務</p> <p>3. 化学工業用機械設備の設計、製作及び販売並びに土木建築工事の設計、施工及び監理</p> <p>4. 倉庫業、貨物自動車運送業及び自動車整備業</p> <p>5. 情報処理サービス業</p> <p>6. 不動産の売買、賃貸借及び管理</p> <p>7. 金融業及び総合リース業</p> <p>8. 事務用品、家具及び日用品雑貨の販売</p> <p>9. 前各号に附帯又は関連する事業<br/>(本店の所在地)</p> <p>第3条 (現行どおり)</p> |
| <p>(新 設)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | <p><u>(機 関)</u></p> <p>第4条 本会社は、株主総会及び取締役のほかに、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(3) 監査役会</p> <p>(4) 会計監査人</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |

| 現 行 定 款                                                                                                | 変 更 案                                                                                                                    |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(公 告)</p> <p>第4条 本会社の公告は、日本経済新聞に掲載して行う。</p>                                                         | <p>(公 告)</p> <p>第5条 本会社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、</u>日本経済新聞に掲載して行う。</p>              |
| <p>第2章 株 式</p>                                                                                         | <p>第2章 株 式</p>                                                                                                           |
| <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 本会社の発行する株式の総数は、696,061,000株とする。<u>ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> | <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 本会社の発行可能株式総数は、696,061,000株とする。</p>                                                              |
| <p>(新 設)</p>                                                                                           | <p>(株券の発行)</p>                                                                                                           |
| <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 本社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</u></p>              | <p>第7条 本社は、株式に係わる株券を発行する。</p>                                                                                            |
| <p>(1単元の株式の数及び単元未満株券の不発行)</p>                                                                          | <p>(自己の株式の取得)</p>                                                                                                        |
| <p>第7条 本社の1単元の株式の数は、100株とする。</p> <p>2 本社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)</u>に係わる株券を発行しない。</p>      | <p>第8条 本社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p>                                             |
| <p>(新 設)</p>                                                                                           | <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p>                                                                                               |
|                                                                                                        | <p>第9条 本社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>2 本社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係わる株券を発行しない。</u></p>                                       |
|                                                                                                        | <p>(単元未満株式についての権利)</p>                                                                                                   |
|                                                                                                        | <p>第10条 本社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、<u>その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> |



| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(株式取扱規則)</p> <p>第8条 本会社の<u>株券の種類並びに株式の名義書換、信託財産の表示、質権の登録、株券の再交付、株券喪失登録の手續、単元未満株式の買取その他株式に関する取扱及びその手数料については、取締役会の定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第9条 本会社は、<u>毎決算期現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載された株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u></p> <p>2 <u>前項その他定款に定めがある場合の外、必要があるときは、取締役会の決議により、2週間前に公告して、一定の日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載された株主又は登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主又は登録質権者とする。</u></p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第10条 本会社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p>2 <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</u></p> | <p>(2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 本会社の株式に関する<u>取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 本会社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>2 <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                               | 変 更 案                                                                                                                                     |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>3 本会社の株主名簿、実質株主名簿及び株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券喪失登録の手續、单元未満株式の買取その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取り扱わせる。</u></p> | <p>3 本会社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>）、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、本会社においては取り扱わない。</u></p> |
| <p>第3章 株主総会</p>                                                                                                       | <p>第3章 株主総会</p>                                                                                                                           |
| <p>(招 集)</p>                                                                                                          | <p>(招 集)</p>                                                                                                                              |
| <p>第11条 定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時招集する。</p>                                                                    | <p>第13条 (現行どおり)</p>                                                                                                                       |
| <p>2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合の外、取締役会の決議に基づき取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が招集する。</p>                    | <p>2 (現行どおり)</p>                                                                                                                          |
| <p>(新 設)</p>                                                                                                          | <p>3 <u>定時株主総会は、東京都区内で開催する。</u></p>                                                                                                       |
| <p>(新 設)</p>                                                                                                          | <p><u>(定時株主総会の基準日)</u></p>                                                                                                                |
| <p>(議 長)</p>                                                                                                          | <p>第14条 <u>本会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p>                                                                                        |
| <p>第12条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当る。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに当る。</p>                                       | <p>(議 長)</p> <p>第15条 (現行どおり)</p>                                                                                                          |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(決 議)</p> <p>第13条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合の<u>外</u>、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。</p> <p>2 商法第343条に定める特別決議は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決する。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第14条 株主又はその法定代理人が、<u>代理人によって議決権を行使する場合には、代理人は本会社の議決権を有する株主でなければならない。</u></p> <p>2 前項の場合においては、<u>代理権を証する書面を各株主総会ごとにあらかじめ本会社に提出しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(定 員)</p> <p>第15条 本会社に取締役12名以内を置く。</p> | <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 本会社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係わる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決 議)</p> <p>第17条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を<u>除き</u>、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 株主は、<u>本会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</u></p> <p>2 株主又は代理人は、<u>株主総会ごとに代理権を証明する書面を本会社に提出しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(定 員)</p> <p>第19条 (現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                           | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                        |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(選任の決議)</p> <p>第16条 取締役の選任の決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。</u></p> <p>2 取締役の選任の決議は、累積投票によらない。</p>                                                                                            | <p>(選任の決議)</p> <p>第20条 取締役の選任の決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p>                                                                                                         |
| <p>(任 期)</p> <p>第17条 取締役の任期は、<u>就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時に満了する。</u></p> <p>2 補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、他の現任取締役の残任期間とする。</p>                                                                                        | <p>(任 期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時に満了する。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p>                                                                                                                       |
| <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第18条 取締役会<u>の決議により</u>、代表取締役若干名を<u>定める</u>。代表取締役は、各自会社を代表し、取締役会の決議に基づき、本会社の業務を執行する。</p> <p>2 取締役会<u>の決議により</u>、取締役社長1名を<u>定め</u>、取締役会長1名並びに取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を<u>定めることができる</u>。</p> | <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会<u>は、その決議によつて</u>、代表取締役若干名を<u>選定する</u>。代表取締役は、各自会社を代表し、取締役会の決議に基づき、本会社の業務を執行する。</p> <p>2 取締役会<u>は、その決議によつて</u>、取締役社長1名を<u>選定し</u>、取締役会長1名並びに取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を<u>選定することができる</u>。</p> |
| <p>(取締役会の招集権者、議長及び招集通知)</p> <p>第19条 取締役会は、取締役会長が招集し、その議長となる。取締役会長に事故があるとき又は取締役会長を置かないときは、取締役社長がこれに代り、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代る。</p>                                                           | <p>(取締役会の招集権者、議長及び招集通知)</p> <p>第23条 (現行どおり)</p>                                                                                                                                                                              |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>2 取締役会の招集の通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の5日前に発する。ただし、緊急やむを得ないときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会規程)<br/>第20条 取締役会に関する事項については、法令又は定款に定めのあるものの外、取締役会の定める取締役会規程による。</p> <p>(相談役)<br/>第21条 本会社は、取締役会の決議により、相談役若干名を置くことができる。</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(定 員)<br/>第22条 本会社に監査役4名以内を置く。<br/>(選任の決議)<br/>第23条 監査役の選任の決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。</u></p> <p>(常勤監査役)<br/>第24条 監査役は、<u>互選をもって常勤の監査役を定める。</u></p> <p>(任 期)<br/>第25条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時に満了する。</u></p> | <p>2 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議方法)<br/><u>第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>2 本会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(取締役会規程)<br/>第25条 (現行どおり)</p> <p>(相談役)<br/>第26条 (現行どおり)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(定 員)<br/>第27条 本会社に監査役5名以内を置く。<br/>(選任の決議)<br/>第28条 監査役の選任の決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(常勤監査役)<br/>第29条 監査役会は、<u>その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(任 期)<br/>第30条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時に満了する。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>2 <u>補欠のため選任された監査役の任期は、退任監査役の残任期間とする。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)<br/> 第26条 監査役会の招集の通知は、各監査役に対して会日の5日前に発する。ただし、緊急やむを得ないときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(監査役会規程)<br/> 第27条 監査役会に関する事項については、法令又は定款に定めのあるものの外、監査役会の定める監査役会規程による。</p> <p>第6章 計 算</p> <p>(営業年度)<br/> 第28条 本会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、3月31日を決算期とする。</p> <p>(利益配当金の支払)<br/> 第29条 <u>利益配当金は、毎決算期現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載された株主又は登録質権者に支払う。</u></p> <p>(中間配当)<br/> 第30条 本会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載された株主又は登録質権者に対し、商法第293条ノ5に定める金銭の分配（この分配金を以下中間配当金という。）をすることができる。</p> | <p>2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)<br/> 第31条 (現行どおり)</p> <p>(監査役会の決議方法)<br/> 第32条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役会規程)<br/> 第33条 (現行どおり)</p> <p>第6章 計 算</p> <p>(事業年度)<br/> 第34条 本会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)<br/> 第35条 <u>本会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>(中間配当)<br/> 第36条 本会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                               | 変 更 案                                                                                                           |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(<u>配当金の除斥期間</u>)</p> <p>第<u>31</u>条 本会社は、<u>利益配当金及び中間配当金の支払の提供の日から3年を経過したときは、その支払の義務を免れる。</u></p> | <p>(<u>配当の除斥期間</u>)</p> <p>第<u>37</u>条 本会社は、<u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、その支払義務を免れる。</u></p> |

### 第3号議案 取締役9名選任の件

現取締役全員（8名）が本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 番号 | 氏名<br>(生年月日)             | 略歴、地位および他の法人等の代表状況                                                                                                                             | 所有する当社の株式数 |
|----|--------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1  | 吉田 淑 則<br>(昭和14年12月18日生) | 昭和39年4月 当社入社<br>昭和63年6月 当社取締役<br>平成5年6月 当社常務取締役<br>平成9年6月 当社専務取締役<br>平成10年6月 当社取締役副社長<br>平成13年6月 当社取締役社長（現在）<br>(他の法人等の代表状況)<br>日本ブチル株式会社取締役社長 | 31,956株    |
| 2  | 伊藤 忠 彦<br>(昭和17年9月23日生)  | 昭和40年4月 当社入社<br>平成7年6月 当社取締役<br>平成10年6月 当社常務取締役<br>平成14年6月 当社専務取締役<br>平成17年6月 当社取締役副社長（現在）<br>(他の法人等の代表状況)<br>ジェイエスアール クレイトン エラストマー株式会社取締役副社長  | 27,850株    |
| 3  | 山口 隆<br>(昭和22年1月1日生)     | 昭和44年4月 当社入社<br>平成9年6月 当社取締役<br>平成13年6月 当社常務取締役<br>平成15年6月 当社専務取締役（現在）<br>(他の法人等の代表状況)<br>東部ブタジエン株式会社取締役社長                                     | 22,692株    |
| 4  | 春木 二 生<br>(昭和21年7月27日生)  | 昭和44年4月 当社入社<br>平成10年6月 当社取締役<br>平成14年6月 当社常務取締役（現在）                                                                                           | 23,185株    |
| 5  | 長谷川 誠 一<br>(昭和22年7月3日生)  | 昭和45年4月 当社入社<br>平成11年6月 当社取締役<br>平成14年6月 当社常務取締役（現在）                                                                                           | 21,400株    |
| 6  | 小柴 満 信<br>(昭和30年11月9日生)  | 昭和56年10月 当社入社<br>平成16年6月 当社取締役<br>平成17年6月 当社上席執行役員電子材料事業部長<br>(現在)<br>(他の法人等の代表状況)<br>JSR Micro N.V.取締役社長                                      | 6,100株     |
| 7  | 別所 信 夫<br>(昭和24年9月7日生)   | 昭和53年4月 当社入社<br>平成14年6月 当社取締役（現在）                                                                                                              | 7,500株     |
| 8  | 廣瀬 正 樹<br>(昭和23年7月25日生)  | 昭和46年4月 当社入社<br>平成14年6月 当社取締役<br>平成17年6月 当社上席執行役員人事部長（現在）                                                                                      | 8,822株     |
| 9  | 佐藤 穂 積<br>(昭和27年5月17日生)  | 昭和52年4月 当社入社<br>平成16年6月 当社取締役<br>平成17年6月 当社上席執行役員四日市研究センター長（現在）                                                                                | 5,000株     |

(注) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。



#### 第4号議案 監査役1名選任の件

第2号議案が承認されることを条件として、当社の監査体制のさらなる充実を図るため、新たに監査役1名の選任をお願いするものであり、監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。監査役候補者は次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)           | 略歴、地位および他の法人等の代表状況                                                                        | 所有する当社の株式数 |
|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 伊東健治<br>(昭和16年10月16日生) | 昭和52年4月 公認会計士登録<br>昭和60年8月 監査法人朝日新和会計社(現あずさ監査法人)入社<br>平成元年7月 同法人代表社員<br>平成18年3月 同法人退任(現在) | 0株         |

- (注) 1. 伊東健治氏は社外監査役の候補者であります。  
2. 伊東健治氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

#### 第5号議案 取締役の報酬額改定および株式報酬型ストックオプションの内容決定の件

当社は、平成17年より、取締役の報酬を当社の業績や株価と連動したものとするため、従来の現金による退職慰労金を廃止し、新株予約権を株式報酬型ストックオプションとして発行することとしております。

会社法施行前におきましては、ストックオプションについて、株主以外の方に対し特に有利な条件で新株予約権を発行するものとして、その発行手続きにおいては特別決議によるご承認となっておりましたが、会社法施行後は、ストックオプションとして発行される新株予約権が、取締役の報酬等に該当すると位置づけられたことおよび平成17年12月27日に企業会計基準委員会から公表された企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」により会計上の費用化が実施されることに伴い、従来ご承認いただいております取締役の報酬等の額の変更のご承認をお願いすることといたしました。

##### 1. 取締役のストックオプション報酬額

当社の取締役報酬額は平成元年6月29日開催の第44回定時株主総会において、月額300万円以内とする旨ご承認いただき今日に至っておりますが、当該月額取締役報酬額とは別枠として、会社法第361条第1項第3号に規定される報酬等のうち金銭でないものとしてストックオプションによる報酬等の額である年額100万円以内の報酬額の増額をお願いするものであります。

また、上記報酬額の変更と併せて、会社法第361条第1項第3号に規定される報酬等のうち金銭でないものとして、下記2.の内容のとおり新株予約権を付与することにつきご承認をお願いするものであります。

なお、当社の現在の取締役は8名であります。第3号議案が原案どおり承認可決されますと9名になります。

また、取締役の報酬等の額には、従来どおり使用人兼務取締役に対する使用人分給与は含まないものとします。

## 2. 新株予約権発行の要領

### (1) 新株予約権の総数ならびに新株予約権の目的たる株式の種類および数

新株予約権の総数：270個を本株主総会の日から1年以内の日に当社取締役会決議に基づき発行する新株予約権の上限とする。

新株予約権の目的である株式の種類および数：普通株式27,000株を本株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。

各新株予約権の目的である株式数は100株とする。

ただし、株主総会における決議の日（以下、「決議日」という。）後、当社が当社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、当該新株予約権に係る付与株式数は株式分割または株式併合の比率に応じ比例的に調整する。

また、決議日後、当社が資本の減少を行う場合等、当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。

なお、上記の調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

### (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は行使価額1円に当該新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。

### (3) 新株予約権を行使することができる期間

平成18年6月17日から平成38年6月16日までの範囲内で、当社取締役会において決定する。

### (4) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

### (5) 新株予約権行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役または執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日（以下「権利行使開始日」という。）から新株予約権を行使できるものとする。

上記にかかわらず、新株予約権者は以下の1)、2)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

1) 平成37年6月16日に至るまで新株予約権者が権利行使日を迎えなかった場合

平成37年6月17日から平成38年6月16日まで

2) 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案または株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合

当該承認日の翌日から15日以内

各新株予約権は1個を分割して一部のみ行使することはできないものとする。

その他の新株予約権の行使の条件については、本新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

## 第6号議案 執行役員に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集 事項の決定を当社取締役会に委任する件

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社の取締役を兼務しない執行役員に対して、以下の要領により、株式報酬型ストックオプションを目的とした新株予約権を発行することに関して、その募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

1. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社は平成17年より、当社の取締役を兼務しない執行役員に対して、当社の業績や株価への感応度をより引き上げ、株価上昇によるメリットと下落によるリスクを株主と共有する立場におくことにより、業績向上・株価上昇へのインセンティブをより高めることを目的として、現金で支払われる報酬の一部に代わるものとして同等の経済価値を有する新株予約権（行使価額を1株当たり1円とする新株予約権）を割り当てることとしております。本年も引き続き下記2.に記載のとおり、株式報酬型ストックオプションとして、当社の取締役を兼務しない執行役員に対し新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容および数の上限

- (1) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

下記(3)に定める内容の新株予約権160個を上限とする。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式16,000株を上限とし、下記(3)により当該新株予約権に係る付与株式数が調整された場合は、当該新株予約権に係る調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数とする。

- (2) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき金銭の払込みを要しないこととする。

- (3) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容  
新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、株主総会における決議の日（以下、「決議日」という。）後、当社が当社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、当該新株予約権に係る付与株式数は株式分割または株式併合の比率に応じ比例的に調整する。

また、決議日後、当社が資本の減少を行う場合等、当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。

なお、上記の調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

平成18年6月17日から平成38年6月16日までの範囲内で、当社取締役会において決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- 1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- 2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記1)記載の資本金等増加限度額から上記1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（これらを総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- 1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- 2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- 3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記 但書に準じて決定する。

- 4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に当該各新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- 5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記 に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記 に定める残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- 6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項  
上記 に準じて決定する。
- 7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- 8) その他の新株予約権の行使の条件  
下記 に準じて決定する。  
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。  
その他の新株予約権の行使の条件
  - 1) 新株予約権者は、当社の取締役または執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日（以下「権利行使開始日」という。）から新株予約権を行使できるものとする。
  - 2) 上記1)にかかわらず、新株予約権者は以下の )、 )に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
    - ) 平成37年6月16日に至るまでに新株予約権者が権利行使日を迎えなかった場合  
平成37年6月17日から平成38年6月16日まで
    - ) 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案または株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合  
当該承認日の翌日から15日以内
  - 3) 各新株予約権は1個を分割して一部のみ行使することはできないものとする。
  - 4) その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。

以上

## 【インターネットによる議決権行使について】

インターネットによる議決権行使は、議決権行使専用ウェブサイト (<http://www.web54.net>) をご利用いただくことによつてのみ可能です。ご利用に際しては、次に記載する内容をご覧いただき、ご了承のうえご利用いただきますようお願い申し上げます。

なお、インターネットによる議決権行使には、議決権行使書用紙右片に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」が必要になります。

### 議決権行使のお取り扱い

1. インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いさせていただきます。
2. インターネットと議決権行使書の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いさせていただきます。
3. インターネットによる議決権行使は、議決権行使結果の集計の都合上、平成18年6月15日（木曜日）午後5時までに行使されるようお願い申し上げます。

### パスワードのお取り扱い

1. パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。本総会終了まで届出印鑑や暗証番号と同様に大切に保管願います。また、お電話などによるパスワードのご照会には、お答えいたしかねます。
2. パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ、使用できなくなります。ロックされてしまった場合は、画面の案内に従って操作してください。

### システムに関する環境条件

1. 議決権行使専用ウェブサイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

(1) 画面の解像度が 横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。

(2) 次のアプリケーションをインストールしていること。

Microsoft<sup>®</sup> Internet Explorer Ver.5.01 SP 2以降

Adobe<sup>®</sup> Acrobat<sup>®</sup> Reader<sup>™</sup> Ver.4.0以降（当サイト上で総会関係書類をご参照される場合のみ必要となります。）

Microsoft<sup>®</sup> およびInternet Explorerはマイクロソフト社の、Adobe<sup>®</sup> および Acrobat<sup>®</sup> Reader<sup>™</sup>はアドビシステムズ社の、それぞれ米国および/または各国での登録商標または商品名です。

2. 議決権行使専用ウェブサイトをご利用いただくために、プロバイダーへの接続料金および通信事業者への通信料金などが必要な場合がありますが、これらの料金は株主様のご負担となります。
3. 携帯電話を操作端末として用いたインターネットでは、議決権行使専用ウェブサイトはご利用いただけませんのでご了承ください。

パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

1.インターネットでの議決権行使に関するパソコンなどの操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

中央三井 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
【電話】 0120 - 65 - 2031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 土日休日を除く 9:00~21:00)

2.その他のご登録住所・株式数のご照会などは、下記にお問い合わせください。

中央三井信託銀行 証券代行事務センター  
【電話】 0120 - 78 - 2031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 土日休日を除く 9:00~17:00)

以 上

# 第61回定時株主総会会場ご案内図

会 場 東京都中央区銀座六丁目14番10号 TEL 03-3546 - 0111

銀座東武ホテル 2階「桜の間」

最寄駅 地下鉄(日比谷線・都営浅草線)東銀座駅A1またはA4  
出口より徒歩3分

地下鉄(丸ノ内線・銀座線)銀座駅A3出口より徒歩5分

